

現行	改正案
<p>1 推進プランの基本的考え方</p> <p>(1) プラン策定の趣旨</p> <p>エイズ（後天性免疫不全症候群）やH I V感染（H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。）は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患です。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつあります。</p> <p>しかしながら、日本におけるエイズの発生動向については、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的に、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、20代から30代までの若年層のH I V感染者が多くを占め、また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどで、特に男性間の事例が多い状況にあります。</p> <p>岩手県においては、感染症発生動向調査により報告されている HIV</p>	<p>第1 プランの趣旨</p> <p>1 プランの基本的な考え方</p> <p><u>ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「HIV」という。）の感染は後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）の原因であり、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、HIVの感染を予防することは可能である。</u></p> <p><u>HIVは血液又は体液に存在する。HIVの主要な感染経路は性行為による感染であり、性行為を行う全ての人に感染する危険性がある。また、その他の感染経路として、HIVに汚染された血液を介した感染、母子感染等がある。</u></p> <p><u>近年の抗HIV療法の進歩により、HIVに感染している者であってエイズを発症していない状態の者（以下「HIV感染者」という。）及びエイズを発症している者（以下「エイズ患者」という。）の生命予後が改善されている。さらに、抗HIV療法は他者へHIVを感染させる危険性を減らすことが示されている。このことにより、早期に治療を開始したHIV感染者は、健常者と同等の生活を送ることができるようになった。</u></p> <p><u>一方で、HIV感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）の高齢化に伴う合併症発症の危険性の増大及び療養の長期化に伴う費用負担の増加という新たな課題が発生しており、HIV感染者等の長期療養の環境整備等が必要となっている。</u></p> <p><u>さらに、日本においては、エイズを発症した状態でHIVの感染が判明した者（いきなりエイズ）が、新規感染者等の約三割を占めており、HIV感染の早期発見に向けた更なる施策が必要である。</u></p> <p><u>また、HIV感染者及びエイズ（以下「HIV／エイズ」と表記する。）については、かつての原因不明で有効な治療法が無く死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合があるため、社会に対してHIV／エイズに関する正確な知識を普及し、HIV感染者等に対する偏見及び差別を解消するとともに、HIV／エイズを自らの健康の問題として捉え、HIV感染予防を適切に行うことが重要である。</u></p> <p>岩手県においては、<u>HIV感染者等の発生報告数に急激な増加はみられない</u></p>

現行	改正案
<p>感染者数及びエイズ患者数は急激な増加はみられないものの、今後の増加が懸念されます。</p> <p>このような状況を踏まえ、HIV・エイズに対する理解の促進を図りながら、エイズ予防及びまん延を防止するとともに HIV 感染者及びエイズ患者の支援を図っていくことが必要です。特に、個別施策層※に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した効果的な施策を実施していくことが重要と考えます。</p> <p>本プランでは、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年 厚生労働省告示第 21 号）に基づき、本県におけるエイズ対策の推進を図るため、県、保健所設置市、市町村、医療関係者、教育関係者、報道関係者及び NGO 等関係機関が連携して今後取り組んでいく目標とその具体的な取組み内容を明らかにするよう策定するものです。</p> <div data-bbox="257 766 1041 1101" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※個別施策層とは・・・</p> <p>感染の可能性が懸念されるが、感染についての正しい知識が入手困難であったり、偏見や差別等の理由から、適切な配慮を受ける必要がある人をいう。</p> <p>具体的には、次の方々を示すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する意思決定や行動選択に係る能力について形成過程にある青少年</li> <li>・言語的障壁や文化的障壁のある外国人</li> <li>・性的指向の側面で配慮が必要な MSM(Men who have Sex with Men 男性間で性行動を行う者)</li> </ul> </div> <p>(2) プランの実施期間</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>ものの、<u>エイズ患者が継続して発生しており、潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、本県においても <u>HIV／エイズに対する理解の促進を図りながら、エイズ予防及びまん延を防止するとともに HIV 感染者等の支援を図っていくことが必要である。</u>特に、<u>青少年や個別施策層※に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した効果的な施策を実施していくことが重要である。</u></p> <p>本プランは、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条第 1 項に規定する「<u>後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</u>」（平成 24 年厚生労働省告示第 21 号）に基づき、本県における<u>総合的なエイズ対策の推進を図るため、県、保健所設置市、市町村、医療関係者、教育関係者、報道関係者及び NGO 等関係機関が連携して今後取り組んでいくべき課題について、その目標と具体的な取組の方向性を示すことを目的とする。</u></p> <div data-bbox="1176 774 1982 1101" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※個別施策層とは・・・</p> <p>我が国では、感染が拡大する危険性が高いという特徴があり、施策の実施において特別な配慮を必要とする下記の人々をいう。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しが必要とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「MSM」という。）</li> <li>・性風俗産業の従事者</li> <li>・薬物乱用・依存者</li> </ul> </div> <p>2. プランの実施期間</p> <p><u>2019 年から 2024 年とし、掲げられた施策及びその目標値の達成状況、エイズ発生動向等状況の定期的な検証と評価を踏まえ、必要と認めるときはこれを見直ししていくものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(3) プランの推進体制  プランの実施にあたっては、「岩手県エイズ対策推進協議会」において進捗状況の確認や評価を行います。</p> <p>(4) 他の県計画との関係  このプランは、岩手県感染症予防計画や、岩手県保健医療計画等との連携を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>2 HIV 感染者及びエイズ患者の現状と本県の課題</p> <p>(1) 現状</p> <p>1 HIV 感染者とエイズ患者の発生報告数  日本における HIV 感染者及びエイズ患者は、ともに年々増加傾向にありましたが、HIV 感染者は、平成 20 年の 1,126 人を最大値として、以降も年間 1,000 人以上が続いており、また、エイズ患者数は、過去最高の報告数であった平成 23 年 (473 人) より平成 24 年は 26 人減少しました。(図 1 折線グラフ)。  一方、岩手県では、1989 年 (平成元年) に初めてエイズ患者が報告され、平成 16 年までは、HIV 感染者及びエイズ患者の合計数は、年 0~3 人でしたが、それ以降は年 4~5 人の発生となっています (図 1 棒グラフ及び表)。  このことから、本県の報告数は、急激な増加は見られないものの、増加傾向にあります。</p> <p>(略)</p>	<p><u>3</u> プランの推進体制  プランの実施にあたっては、「<u>岩手県 HIV/エイズ・性感染症予防対策推進協議会</u>」において進捗状況の確認や評価を行うこととする。</p> <p>4 他の県計画との関係  本プランは、「<u>岩手県感染症予防計画</u>」(平成 11 年 9 月策定、平成 30 年 3 月改定)や、<u>岩手県保健医療計画</u> (昭和 56 年 3 月策定、平成 30 年 4 月改定)等との連携を図るものである。</p> <p>(略)</p> <p><u>第 2 HIV 感染者及びエイズ患者の現状と本県の課題</u></p> <p><u>1 全国及び本県における HIV 感染者等の発生状況</u></p> <p><u>(1) 発生報告数</u>  日本において、1 年間に新たに報告があった HIV 感染者等の数は、統計を取り始めた 1985 年以降、ともに増加傾向にあったが、近年は横ばい傾向となっている (図 1 折線グラフ)。HIV 感染者は、<u>2008 年に最大 (1,126 人) となり、以降も年間 1,000 件前後の報告が続いている。</u>また、エイズ患者は、<u>2013 年に最大 (484 件) となり、以降も年間 500 件前後の報告が続いている。</u>  本県では、<u>1989 年に初めてエイズ患者が報告されて以降、2017 年までに HIV 感染者 31 人、エイズ患者 37 人が報告されている。年間の報告数は 0~5 人程で、5 年平均としては、減少したが、新規のエイズ患者がほぼ毎年報告されている状況である。(図 1-1 棒グラフ及び表、図 1-2)</u>  このことから、本県においては、<u>HIV 感染者等の報告数に急激な増加は見られないものの、エイズ患者の報告が続いており、HIV 感染の早期発見に向けた対策が必要であるほか、未検査のため気づかれていない潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される。</u></p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>2 男女別・年齢階級別内訳</p> <p>平成元年から平成24年までのHIV感染者及びエイズ患者の報告者数を男女別で見ると、全国では男性が18,540人(86.5%)、女性が2,885人(13.5%)に対し、岩手県では、男性が46人(85.2%)、女性が8人(14.8%)となっています(図2)。従って、男女の割合は、全国と岩手県で差はありません。</p> <p>(略)</p> <p>年齢階級別に見ると、HIV感染者は、全国及び岩手県ともに20～30歳の割合が約7割を占めています(図3、図5)。また、エイズ患者は、全国では35歳以上が7割強を占めるのに対し(図4)、岩手県では8割強となっています(図6)。</p> <p>以上から、年齢階級別の割合は、全国と比較して岩手県はやや年齢層が高い傾向があります。</p> <p>(略)</p> <p>3 感染経路別内訳</p> <p>主な感染経路は、①性行為による感染、②血液を介しての感染(注射器具の共有など)、③母子感染があります。</p> <p>1989～2012年(平成元～平成24年)までの集計によると、全国では、HIV感染者の感染経路は同性間性的接触が55.2%、異性間性的接触が28.8%(図7)、エイズ患者では同性間性的接触が36.2%、異性間性的接触が37.2%となっています(図8)。</p> <p>一方、岩手県では、HIV感染者の感染経路は同性間性的接触が36.0%、異性間性的接触が40.0%(図9)、エイズ患者では同性間性的接触が17.2%、異性間性的接触が51.7%となっています(図10)。</p> <p>以上から、感染経路別に見ると、全国では同性間の性的接触が多いのに</p>	<p>(2) 男女別・年齢階級別内訳</p> <p><u>1989～2017年までのHIV感染者等の報告数を男女別で見ると、全国では男性が25,592人(88.8%)、女性が3,240人(11.2%)、岩手県では、男性が58人(85.3%)、女性が10人(14.7%)となっており、全国及び岩手県とも、男性の報告が8割以上を占めている(図2)。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>次に、年齢階級別で見ると、HIV感染者は、全国20歳代が6,604人(33.2%)、30歳代が6,926人(34.8%)(図3)、岩手県では、20歳代が11人(35.5%)、30歳代が16人(51.6%)(図5)となっている。また、エイズ患者は、全国で30歳代が2,776人(31.1%)、40歳代が2,519人(28.2%)(図4)、岩手県では、30歳代が11人(29.7%)、40歳代が11人(29.7%)(図6)となっており、全国及び岩手県とも、HIV感染者は20～30代が、エイズ患者は30～40歳代が全体の半数以上を占めている。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 感染経路別内訳</p> <p><u>HIVは、主に、性行為による感染、血液を介しての感染(注射器具の共有など)、母子感染によって感染する。</u></p> <p><u>1989～2017年までのHIV感染者等の報告者数を感染経路別で見ると、HIV感染者は、全国で同性間性的接触による感染が11,823人(59.4%)、異性間性的接触による感染が5,116人(25.7%)、岩手県で同性間性的接触による感染が14人(45.2%)、異性間性的接触による感染が11人(35.5%)、エイズ患者は、全国で同性間性的接触による感染が3,682人(41.2%)、異性間性的接触による感染が3,042人(34.0%)、岩手県で同性間性的接触による感染が7人(18.9%)、異性間性的接触による感染が18人(48.6%)となっている(図7～10)。</u></p>

現行	改正案
<p>対し、岩手県では異性間性的接触による感染が多い特徴がありました。しかしながら、直近 4 年間の HIV 感染者では、同性間性的接触による感染がほとんどを占めています。(図 11)</p> <p>(略)</p> <p>4 国籍別・感染地域別内訳</p> <p>国籍別に見ると、全国では、外国国籍の HIV 感染者は 14.1%、エイズ患者は 9.6%であるのに対し(図 12)、岩手県では HIV 感染者 1 名(3.8%)、エイズ患者 1 名(3.4%)のみが外国国籍で、その他は全て日本国籍でした(図 14)。</p> <p>また、感染地域別に見ると、海外で感染したと推定される HIV 感染者は、全国の 9.6%に対し(図 13)、岩手県では 12.0%(図 15)であり、全国よりやや多い結果となっています。</p> <p>これらのことから、全国と比較して岩手県では、日本国籍の方が海外で HIV に感染する事例がやや多いことが推察されます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本県におけるこれまでの取組と課題</p> <p>1 目標</p> <p>新規 HIV 感染者及び新規エイズ患者報告数：15 人(年平均 3.75≒4 人)となり、概ね目標を達成</p> <p>本県においては、感染症発生動向調査により報告されている HIV 感染者数・エイズ患者数は急激な増加は見られないものの、今後の増加が懸念される状況であり、引き続き対策を継続することが望まれます。</p>	<p><u>全国では同性間性的接触による感染が多いのに対し、岩手県では異性間性的接触による感染が多い傾向がみられる。しかし、最近 10 年間(2008～2017 年)に岩手県において報告された HIV 感染者のうち、同性間性的接触による感染が 66.7%と高くなっている状況から、岩手県においても、同性間性的接触による感染の増加が懸念される(図 11)。</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 本県におけるこれまでの取組と課題</p> <p><u>本県においては、感染症発生動向調査により報告されている HIV 感染者数・エイズ患者数の急激な増加は見られないものの、潜在的な HIV 感染者の存在も懸念される状況であり、引き続き対策を継続することが望まれる。</u></p>

現行	改正案
<p>2 重点施策 1：HIV 及びエイズに対する理解の促進</p> <p>《これまでの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットの配布やホームページなどの広報媒体を活用した、タイムリーな情報提供に努めました。</li> <li>HIV 検査普及週間及び世界エイズデーを中心とした普及啓発活動を実施しました。</li> <li>市町村の健康まつりや高校の文化祭等の機会をとらえて啓発活動を展開しました。</li> <li>エイズ対策ポスターコンクールの開催等を通じて人権擁護の視点に立った啓発事業を行ってきました。</li> <li>東日本大震災津波の影響で、平成 23 年度以降、各取組の実績が低迷していましたが、回復傾向にあります。</li> </ul> <p>表 1 県広報媒体による広報 (略)</p> <p>表 2 講習会・ピアカウンセリングの開催 (略)</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの HIV 感染者及びエイズ患者が日常生活を送りながら、社会の中の様々な場で活躍している一方で、今でも感染経路の誤解や差別・偏見がなくなっておりません。</li> <li>HIV 感染者及びエイズ患者の発生状況等に関するサーベイランス結果を県民に積極的に情報提供することが望まれます。</li> </ul> <p>特に、HIV 感染者のほとんどが 20 代から 30 代で、感染経路は男性間</p>	<p>◆ 重点施策 1：HIV／エイズに対する理解の促進</p> <p>《これまでの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>パンフレット配布やホームページ等</u>広報媒体を活用したタイムリーな情報提供。(表 1)</li> <li><u>教育機関等と連携し、学校等における講習会・ピアカウンセリングを開催。</u>(表 1)</li> <li>HIV 検査普及週間及び世界エイズデーを中心とした普及啓発活動を実施。</li> <li>市町村の健康まつりや<u>学校の文化祭等の機会をとらえて啓発活動を展開。</u></li> <li><u>エイズポスターコンクールの開催等を通じて人権擁護の視点に立った啓発事業の実施。</u></li> </ul> <p>表 1 HIV／エイズに対する理解の促進に関する取組状況 (略)</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの HIV 感染者等が日常生活を送りながら、社会の様々な場で活躍している一方で、今でも HIV／エイズに対する誤解や偏見が<u>なくなっていない。</u></li> <li>HIV 感染者等の発生状況等に関するサーベイランス結果を県民に積極的に情報提供することが望ま<u>れる。</u></li> <li><u>保健所が教育機関等と連携して実施する学校等における講習会・ピアカウンセリングの開催機会が減少している。</u></li> <li><u>日本では HIV 感染者の多くが 20～30 代であり、感染経路は男性間での</u></li> </ul>

現行	改正案
<p>での性的接触が多いことから、本県においても若者や MSM 等の個別施策層に対する対策の実施が必要となっています。また、高校生等の若年層に対して、エイズや HIV 感染予防に関する正しい知識の普及・啓発を継続することが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災後のピアカウンセリング等の実績が伸び悩んでいることから、震災前の活動状況に回復することが課題となっています。</li> </ul> <p>3 重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見  《これまでの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各保健所における検査・相談体制の整備を図り、世界エイズデー等のイベントや定例検査での迅速検査も導入してきましたが、平成 20 年度をピークにエイズ相談、H I V 抗体検査件数は減少傾向になっています。</li> </ul> <p>図 16 県及び全国のエイズ相談・検査件数状況  (略)</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の状況ではエイズを発症して、初めて H I V 感染に気付く、いわゆる「いきなりエイズ」の患者が微増しており、通常の場合、HIV は感染から発症まで数年の無症候期がある疾患のため、「いきなりエイズ」の患者数の増加は、自らの感染に気付かないまま他人に感染させてしまう可能性があり、潜在的な H I V 感染者の増加が危惧されます。</li> <li>H I V 感染者・エイズ患者は増加傾向にあるが、エイズ相談、H I V 抗体検査件数は減少傾向になっており、大規模な啓発イベントの開催や</li> </ul>	<p><u>性的接触が多いことから、この年代に焦点を合わせた対策が必要である。特に、性に関する適切な意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対しては、心身の健康を育むための教育等の中で、性に関する重要な事柄の一つとして、HIV に関する知識の普及啓発を行うことが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>岩手医科大学附属病院や「IWATE：生と性及びエイズ教育を考える会」(通称：LSA) 等と連携して実施していたハートフルエイズデーポスターコンクールに代わり、厚生労働省が実施する世界エイズデーポスターコンクール等への応募を促す等、引き続き HIV 感染症への理解を深める取組が必要である。</u></li> </ul> <p>◆ 重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見  《これまでの取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各保健所における検査・相談体制の整備を図り、<u>無料・匿名でエイズ相談、HIV 抗体検査を実施している。(表 2)</u></li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>本県では、エイズを発症した状態で感染が判明した者(いきなりエイズ)の割合が高く、結果として治療開始が遅れたり、感染を拡大させる恐れがあるため、早期に HIV 検査の受検につなげる必要がある。</u></li> <li>HIV 感染者等は決して減少傾向にはないが、エイズ相談、HIV 抗体検査件数は減少しており、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の工夫や周</li> </ul>

現行	改正案
<p>マスコミの活用など積極的な対策が望まれます。</p> <p>重点施策3 HIV感染者及びエイズ患者の支援          ≪これまでの取組≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を4カ所（岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、独立行政法人国立病院機構盛岡病院、独立行政法人国立病院機構岩手病院）を選定し、更にその中から、HIV治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定してきました。</li> <li>医療従事者等の針刺し事故等による院内感染防止のための医薬品を配置してきました。</li> <li>地域でHIV感染者及びエイズ患者が安心して療養生活を送ることができるよう、医療や福祉職に対して、研修会を開催し、質の向上を図ってきました。</li> <li>また、HIV感染者及びエイズ患者の心理的・社会的なサポート体制を確保するため、カウンセラー設置事業に取り組んできました。</li> </ul> <p>図17 岩手県のエイズ診療体制          (略)</p>	<p><u>知の強化が必要なほか、県民にとって利便性の高い場所や時間帯に配慮した実施が必要である。(表3)</u></p> <p>表2 エイズ相談、HIV抗体検査の実施体制(2017年度)          (略)</p> <p>表3 県及び全国のエイズ相談・検査件数状況          (略)</p> <p>◆ 重点施策3 HIV感染者及びエイズ患者の支援          ≪これまでの取組≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>HIV/エイズ医療の提供体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を4カ所（岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、国立病院機構盛岡病院、国立病院機構岩手病院）を選定し、更にその中から、HIV治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定している。</u></li> <li><u>「HIV感染防止のための予防薬配置要領」を定め、医療従事者の針刺し・切創等、職業上で曝露事故が発生した場合のHIV感染を防止する目的で、<u>予防薬を指定の予防薬配置医療機関に配置し、県内全域での対応体制を整えている。</u></u></li> <li><u>地域でHIV感染者等が安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護従事者等に対する研修会を開催し、診療体制の確保や各関係機関との情報共有、連携強化を図っている。</u></li> <li><u>HIV感染者等の心理的・社会的なサポート体制を確保するため、カウンセラー設置事業に取り組んでいる。</u></li> </ul>

現行	改正案
<p>図 18 院内感染防止のための医薬品の備蓄 (略)</p> <p>備蓄している医薬品 : ツルバタ (TVD)、カレトラ (LPV/RTV)</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療の進歩により、HIV 及びエイズは慢性の病気となりました。これにより長期間の治療を必要とする患者が増加してきており、今後は合併症の治療や在宅診療、緩和ケアの受入病院等の「医療分野」及び感染者・患者の高齢化に伴う「介護分野」について、整備及び人材育成を図ることが必要となっています。</li> <li>また、医療関係者等の針刺し事故発生時の緊急措置などの安全・安心の医療体制を整備、維持することも重要です。</li> </ul> <p>3 目標及び重点施策</p> <p>以上のような HIV 及びエイズの現状と課題を踏まえ、エイズ対策の推進を図るため、今後関係機関が連携して取り組んでいく目指すべき姿、目標及び重点施策は次のとおりです。</p> <p><b>目指すべき姿</b> 県民が、エイズを正しく理解し、希望するときに安心して相談・検査を受</p>	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>抗 HIV 療法の進歩による生命予後の改善によって、治療が長期化したことにより、HIV 感染者等の増加及び高齢化という新たな課題が発生しており、長期療養の環境整備等のため、エイズ治療拠点病院のみならず、地域の病院等との診療連携の充実を図ることが重要である。</u></li> <li><u>医療従事者の針刺し・切創等、職業上の曝露事故が発生した際、HIV 感染予防のためには、曝露から 1～2 時間以内の予防薬服用が肝要であることから、事故発生時には速やかに対応できるよう、県では上記のとおり要領を定めているが、各医療機関では対応体制を整備し、維持することが必要である。</u></li> </ul> <p>図 12 岩手県のエイズ診療体制 (略)</p> <p>第 3 目標及び重点施策</p> <p>以上のような HIV 感染者等の現状と課題を踏まえ、<u>今後のエイズ対策の推進を図るための目指すべき姿、目標及び重点施策を次のとおりとする。</u></p> <p><b>目指すべき姿</b> 県民が、<u>HIV/エイズ</u>を正しく理解し、安心してエイズ相談・<u>HIV 検査</u>を受けられ、また、<u>HIV感染者等</u>が安心して長期間の治療及び他のケアを受けられる社会。</p>

現行	改正案
<p>けられ、また、HIV 感染者及びエイズ患者が安心して長期間の治療及び他のケアを受けられる社会。</p> <p><b>目標</b> 本プラン実施期間の各年において、新規 HIV 感染者及びエイズ患者報告数を過去4年間（平成21年～24年）の平均（3.75≒4）以下とすること。</p> <p><b>重点施策1 HIV 及びエイズに対する理解の促進</b> 多くの HIV 感染者及びエイズ患者が日常生活を送りながら、社会の中の様々な場で活躍している一方、今でも感染経路の誤解や差別・偏見がなくなったとはいえません。 HIV 感染及びエイズに対する知識を普及し、理解を促進することにより、差別・偏見のない社会づくりが必要です。</p> <p><b>重点施策2 感染の拡大防止と早期発見</b> HIV 感染は、予防することができ、感染のリスクを回避することが十分可能です。しかし、HIV 感染者及びエイズ患者の報告は、年々増加し続けています（図1）。 そのため、HIV の感染拡大を防止し、新規 HIV 感染者・エイズ患者の減少とエイズの発症抑制を図ることによって、県民の健康を維持していく必要があります。</p> <p><b>重点施策3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援</b></p>	<p><b>目標</b> 本プラン実施期間の各年において、新規 HIV 感染者及びエイズ患者の報告数を過去5年間（2013～2017年）の平均（2.8≒3）以下とすること。</p> <p><b>＜目標の考え方＞</b> <u>過去5年間（2013～2017年）の新規 HIV 感染者及びエイズ患者の報告数の平均は、それ以前の5年平均から減少していることため、引き続き、対策を進めるため5年平均を減少させることを目標とする。</u></p> <p><b>重点施策1 HIV／エイズに対する理解の促進</b> 多くの HIV 感染者等が日常生活を送りながら、社会の様々な場で活躍している一方で、今でも HIV 感染症等に対する誤解や偏見がなくなっていない。 <u>今後は、これまで進めてきた普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、各関係機関との連携を強化し、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者にも行き届くよう、効果的な取組を一層積極的に進める。</u></p> <p><b>重点施策2 感染の拡大防止と早期発見</b> <u>全国の HIV 感染者等の報告は、2008年をピークとして、その後減少あるいは横ばいの状態ではあるものの、なお年間1,000件以上の報告が続いているのが現状であり、より一層、予防啓発活動や検査相談体制の充実を図る必要がある。</u> <u>特に、性行動が活発化する若い世代を中心に、HIV の予防および感染拡大防止のための予防啓発を行うとともに、感染の早期発見に向けて県民が HIV 抗体検査を受けやすい検査相談体制づくりを進める。</u></p> <p><b>重点施策3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援</b></p>

現行	改正案
<p>医療の進歩により HIV 感染者及びエイズ患者の予後が長期化するに伴い、長期服薬に起因する副作用、高齢化による様々な健康問題など、患者や感染者の支援に伴う課題は多様化・複雑化しています。</p> <p>患者や感染者一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる環境づくりが必要です。</p> <p>4 具体的な取組</p> <p><b>重点施策1 HIV 及びエイズに対する理解の促進</b></p> <p>HIV 感染者・エイズ患者が増加する中、これらの多くの方が日常生活を送りながら、社会の中の様々な場で活躍している一方、今でも HIV 及びエイズに関する誤解や誤った情報、感染者や患者への差別・偏見がなくなったとはいえません。</p> <p>HIV 及びエイズは予防が可能であり、日常生活において感染する恐れが低い病気です。HIV 及びエイズに関する誤解や不安等をなくすことで、県民自身が感染のリスクを減らす行動を取ることができるよう、正しい知識の普及啓発を推進していきます。</p> <p>また、HIV 感染者及びエイズ患者に対する理解を深め、差別や偏見のない社会づくりを進めていきます。</p> <p>今後は、これまで進めてきた普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、新たな普及啓発活動の機会や場の開拓に努めるなど、一層積極的な取組を進めていきます。</p> <p><b>【アクション】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 患者発生動向の把握と分析等に努めます。</li> <li>2 県民に対し、HIV 感染に関する基本的な知識の普及を推進します。</li> <li>3 学校・地域等の場で、様々な機会を通して啓発を進めます。</li> </ol>	<p><u>抗 HIV 療法の進歩により HIV 感染者等の予後が長期化するに伴い、入院中心の治療から地域で療養生活を送りながら治療する事例が増えている。</u></p> <p><u>その一方、長期服薬に起因する副作用や高齢化による様々な健康問題など、HIV 感染者等の支援に伴う課題は多様化・複雑化している。</u></p> <p><u>このことから、HIV 感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築を図る。</u></p> <p>第4 具体的な取組</p> <p><b>重点施策1 HIV／エイズに対する理解の促進</b></p>

現行	改正案
<p>4 人権擁護の視点に立った啓発を進めます。</p> <p><u>アクション1 患者発生動向の把握と分析及び公表に努めます。</u></p> <p><b>取組</b></p> <p>(1) 感染症発生動向調査事業により、H I V感染者及びエイズ患者の発生動向を調査します。 感染予防策や拡大防止策を的確かつ迅速に実施するために、「いきなりエイズ」や潜在H I V感染者の動向を把握・分析し、公表に努めます。</p> <p><u>アクション2 県民に対し、HIV 感染に関する基本的な知識の普及を推進します。</u></p> <p><b>取組</b></p> <p>(1) 広報媒体を利用した効果的な情報提供を行います。 県民向けのリーフレット等を様々な機会に配布します。また、発生動向や HIV 及びエイズに関する情報を提供するため、ホームページを始めとした広報媒体を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。</p> <p>(2) キャンペーン期間を中心とした集中的な普及啓発を推進します。 HIV 検査普及週間（6月1日～6月7日）及び世界エイズデー（12月1日）を中心に、県・市町村の広報媒体やマスメディアによる啓発、各地域における講演会、街頭キャンペーンなどのイベントを実施します。 また、県独自に世界エイズデーの前後1週間を「いわてエイズ普及啓発強化期間」とし、普及啓発・イベント等の重点的な取り組みを実施します。</p>	<p><b>1 エイズ発生動向の把握と分析</b> <u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づくエイズ発生動向調査を引き続き実施し、感染予防策や拡大防止策を的確かつ迅速に実施するために、エイズ発生動向を把握・分析し、公表に努める。</u></p> <p><b>2 HIV／エイズに関する正しい知識の普及</b></p> <p><b>(1) 広報媒体を利用した効果的な情報提供を実施</b> <u>より多くの県民が HIV／エイズに関する正しい知識を普及できるように、HIV／エイズに関するリーフレット等を様々な関係機関と連携し、配布する。また、エイズ発生動向や HIV／エイズに関する情報を提供するため、ホームページやテレビ・ラジオ、SNS等を有効に活用する。</u></p> <p><b>(2) キャンペーン期間を中心とした集中的な普及啓発の実施</b> <u>HIV 検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）を中心に、県・市町村の広報やマスメディアによる啓発、街頭キャンペーンなどのイベントを実施。また、本県独自に、世界エイズデーの前後1週間を「いわてエイズ予防普及啓発強化期間」とし、普及啓発・イベント等の重点的な取組を実施する。</u></p>

現行	改正案				
<p>【活動指標】：県広報媒体による広報実施回数 目標：年間4回 ※H24年度実績3回</p> <p>(参考) 岩手県エイズ予防キャラクター 「LOVE&amp;LIFE」(図略)</p> <p>アクション3 学校・地域等の場で、様々な機会を通して啓発を進めます。</p> <p><b>取組</b></p> <p>(1) 市町村や学校等の関係機関と連携しながら啓発を進めます。 市町村の健康まつりや高校の文化祭等の機会をとらえ、保健所が関係機関と連携してパネル展示やパンフレット等の配布を行います。 また、学生ボランティアと共に、駅前やショッピングセンターでの街頭キャンペーン(レッドツリー展やパンフレット配布等)を行います。</p> <p>(2) 学校教育での取組みを推進します。 学校等で性感染症も含めた HIV 及びエイズに関する講習会を県と岩手県医師会が協力して開催するなど、関係機関と連携し、若い世代に対して正しい知識の啓発及び行動に結び付けられるよう取り組みます。 研修を受けた看護学生等によるピアカウンセリングを活用し、同世代の若者に対し、エイズや性感染症の予防方法をはじめ、命の尊さ、生きる大切さを伝えていくとともに、ピアカウンセリングを実践する看護学生等の更なるスキルアップにも取り組みます。 また、教員を対象としたエイズ教育指導者講習会を開催し、指導者の指導技術向上に取り組んでいきます。</p>	<p>【活動指標】</p> <table border="1" data-bbox="1133 280 2038 379"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標値(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県広報媒体による広報実施回数</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 岩手県エイズ予防キャラクター 「LOVE&amp;LIFE」(図略)</p> <p><b>3 学校教育及び社会教育と連携した啓発の実施</b></p> <p>(1) <u>市町村や学校等の関係機関との連携</u> <u>保健所は、市町村の健康まつりや学校の文化祭等の機会をとらえたパネル展示やパンフレット等の配布、学生ボランティアの参加型街頭キャンペーンの実施等、市町村や学校等の関係機関と連携した取組を実施する。</u></p> <p>(2) <u>学校教育との連携の強化</u> <u>学校等で性感染症も含めた HIV/エイズに関する講習会を開催するなど、関係機関と連携し、若年層に対して正しい知識の啓発及び行動に結び付けられるよう取り組む。</u> <u>また、看護学生等によるピアカウンセリングや多職種による健康教育等により、児童・生徒に対するエイズをはじめとした性感染症予防や命の尊さ、生きる大切さを伝える活動を学校と連携し実施する。</u></p>	目標	目標値(年間)	県広報媒体による広報実施回数	5回
目標	目標値(年間)				
県広報媒体による広報実施回数	5回				

現行	改正案				
<p><b>【活動指標】:</b></p> <p>① 講習会やピアカウンセリングの開催回数、参加者数  講習会 目標：年間 15 回開催 参加者数：2,200 人  ※H24 年度実績：6 回開催 参加者数 471 人  ピアカウンセリング 目標：年間 10 回開催 参加者数：600 人  ※H24 年度実績：5 回開催 参加者数 248 人</p> <p>② 講習会やピアカウンセリング参加者の理解度（アンケート調査）  目標値：「理解した」と回答した割合：9 割</p> <p><b>アクション 4 人権擁護の視点に立った啓発を進めます。</b></p> <p><b>取組</b>  HIV 感染症に対する理解を深め、HIV 感染者及びエイズ患者や MSM に対しての偏見や差別の解消を図るため、エイズに関する知識の普及啓発を推進します。人権啓発イベント等を活用し、エイズに関する情報提供を行うことで、HIV 感染者及びエイズ患者の人権尊重を推進し、差別や偏見の解消を図ります。また、エイズ治療中核拠点病院である岩手医科大学附属病院や「IWATE：生と性及びエイズ教育を考える会」（通称：LSA）等と連携して「世界エイズデー人権啓発ポスターコンクール」を実施します。  コンクールの入賞作品でカレンダーを作成して学校等の関係機関に配布するなど、人権擁護の視点に立った啓発活動の更なる展開を図っていきます。</p> <p><b>重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見</b>  HIV 感染は、予防することができ、感染のリスクを回避することが十分可能です。また、医療の進歩により、感染しても早期に発見することで、長期間にわたって発症を抑えることも可能になりました。  しかし、全国の HIV 感染者及びエイズ患者の報告は、平成 20 年をピークとして、年間 1,000 件以上を維持しているのが現状であり（図 1）、予防啓発活</p>	<p><b>【活動指標】</b></p> <table border="1" data-bbox="1131 280 2085 429"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 280 1431 328">目標</th> <th data-bbox="1431 280 2085 328">目標値（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 328 1431 429">講習会等の開催回数、参加者数</td> <td data-bbox="1431 328 2085 429">開催回数 <u>16</u> 回、参加者数：<u>1,840</u> 名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>4 人権擁護の視点に立った啓発の実施</b>  <u>HIV／エイズに関する正しい知識の普及により、HIV 感染者等や MSM 等に対するの偏見や差別の解消を図る。厚生労働省が実施する世界エイズデーポスターコンクール等を通して、HIV 感染症への理解を深める。</u></p> <p><b>重点施策 2 感染の拡大防止と早期発見</b></p>	目標	目標値（年間）	講習会等の開催回数、参加者数	開催回数 <u>16</u> 回、参加者数： <u>1,840</u> 名
目標	目標値（年間）				
講習会等の開催回数、参加者数	開催回数 <u>16</u> 回、参加者数： <u>1,840</u> 名				

現行	改正案
<p>動や検査相談体制の充実を図る必要があります。</p> <p>特に、性行動が活発化する若い世代を中心に、HIVの予防および感染拡大防止のための予防啓発を行うとともに、感染の早期発見に向けて県民がHIV抗体検査を受けやすい検査相談体制づくりを進めていきます。</p> <p>【アクション】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象の特性を踏まえた予防啓発に取り組みます。</li> <li>2 HIV抗体検査を受検しやすい環境を整備し、受検者に対してきめ細かいフォローができるよう、検査及び相談に取り組みます。</li> </ol> <p>取組み</p> <p>HIV感染者のほとんどが20代から30代で、感染経路は男性間での性的接触が多いことから、若者やMSM等の個別施策層に対する啓発を行います。若者層を対象に、ホームページや携帯サイトを活用した情報の発信を行います。</p> <p>特に、行政と青少年対策に係る関係団体等が連携して、予防啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、MSM支援団体の協力を得て、エイズの知識や、相談・検査、感染予防に関する情報を提供します。</p> <p>看護学生等によるピアカウンセリングや学生ボランティアとの街頭キャンペーンなどを推進していきます。(重点施策1の再掲)</p> <p>アクション2 HIV抗体検査を受検しやすい環境を整備し、受検者に対してきめ細かいフォローができるよう、検査及び相談に取り組みます。</p> <p>取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民が受けやすい検査相談体制の充実を図ります。 県内各保健所で実施している検査相談について、より広く周知するとともに、特に、平日の日中に時間が取りにくい勤労者等が受けやすいよう、夜間や休日にも実施します。 また、多くの人が集まるエイズに関する講演会やイベント等に併せて、迅速検査を実施するなど、県民が受けやすい検査相談体制の充実</li> </ol>	<p>1 対象の特性を踏まえた予防啓発の実施</p> <p><u>HIV感染者の多くが20～30歳代であり、感染経路は男性間での性的接触が多いことから、ホームページやSNS等を活用した情報の発信を継続することに加え、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者の実情に応じた取組を強化するため、行政と青少年対策に係る関係団体、MSM支援団体等の協力を得て、予防啓発に取り組んでいく。</u></p> <p>2 HIV抗体検査及びエイズ相談体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>県民の利便性に配慮した検査相談体制の充実</u> 本県では、いきなりエイズの割合が高いことから、早期にHIV検査の受検につなげる対策が必要である。このため、県内各保健所で実施しているHIV抗体検査及びエイズ相談について、より広く周知するとともに、特に、平日の日中に時間を取ることが難しい者等が検査相談を受けやす</li> </ol>

現行	改正案						
<p>を図ります。</p> <p>【活動指標】：保健所における HIV 抗体検査件数、相談件数            目標：HIV 抗体検査 780 件 相談 380 件            ※H24 年実績：HIV 抗体検査 643 件 相談 285 件</p> <p>(2) 安心して受けられる相談体制の整備をします。            相談を受ける保健所担当者の専門的な知識や相談技術を向上させるため、国立保健医療科学院等が主催する専門研修等に派遣します。また、専門研修派遣者による復命講習を実施し、保健所担当者のスキルアップを図ります。</p> <p><b>重点施策 3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援</b>            医療の進歩により HIV 感染者及びエイズ患者の予後が長期化するに伴い、入院中心の治療から地域で療養生活を送りながら治療する事例が増えています。            その一方、長期服薬に起因する副作用や高齢化による様々な健康問題など、感染者や患者の支援に伴う課題は多様化・複雑化しています。            このことから、感染者や患者一人一人が、個々の病状やライフスタイルに</p>	<p><u>いよう、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査相談の実施や、他の性感染症検査との同時検査の実施、イベント等に併せた検査相談の実施など、県民の利便性に配慮した体制を整備し、受検者に対してきめ細かい支援ができるよう取り組む。</u>  <u>また、HIV 抗体検査及びエイズ相談の実施と併せて、HIV／エイズに関する正しい知識の提供と、自ら予防行動がとれるよう適切な保健指導が必要である。</u>  <u>近年、本県でも梅毒の届出が増加しているなど、医療機関においても、HIV 感染症・エイズが疑われる者のみならず性感染症が疑われる者に対しても積極的な HIV 検査の実施を促すことが必要である。</u></p> <p>【活動指標】</p> <table border="1" data-bbox="1133 694 2063 842"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標値 (年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所における HIV 抗体検査件数</td> <td>630 件</td> </tr> <tr> <td>保健所におけるエイズ相談件数</td> <td>320 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 安心して受けられるエイズ相談体制の整備  <u>適切な HIV／エイズに関する正しい知識の提供と、保健指導の実施のため、相談を受ける保健所担当者の専門的な知識や相談技術を向上させるため、国立保健医療科学院等が主催する専門研修等に派遣する。また、専門研修派遣者による復命講習を実施し、保健所担当者のスキルアップを図る。</u></p> <p><b>重点施策 3 HIV 感染者及びエイズ患者の支援</b></p>	目標	目標値 (年間)	保健所における HIV 抗体検査件数	630 件	保健所におけるエイズ相談件数	320 件
目標	目標値 (年間)						
保健所における HIV 抗体検査件数	630 件						
保健所におけるエイズ相談件数	320 件						

現行	改正案
<p>あった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築を図っていきます。</p> <p><b>【アクション】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 HIV 感染者及びエイズ患者が適切な医療を受けられるよう、医療環境の整備を図ります。</li> <li>2 地域における HIV 感染者及びエイズ患者の生活を、そのニーズに合わせて支援します。</li> </ol> <p>アクション1 HIV 感染者及びエイズ患者が適切な医療を受けられるよう、医療環境の整備を図ります。</p> <p>取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) HIV 治療を担う医療体制を確保します。 HIV 治療体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を 4 カ所（岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、独立行政法人国立病院機構盛岡病院、独立行政法人国立病院機構岩手病院）を選定し、更にその中から、平成 19 年 4 月 1 日に HIV 治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定しており、これらの医療機関において適切な医療が受けられる体制を維持していきます。</li> <li>(2) HIV 感染者及びエイズ患者の歯科診療と HIV 治療を担う医療体制とのネットワークの構築を推進します。 現在、岩手県では、HIV 感染者及びエイズ患者が身近な地域で安心して歯科診療を受けられる体制となっており、今後、感染者等の歯科診療を行う歯科診療所とエイズ治療中核拠点病院やエイズ治療拠点病院とのネットワークの構築を推進します。</li> <li>(3) 医療従事者等の院内感染防止のために医薬品を配置します。</li> </ol>	<p><b>1 医療環境の整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) HIV 治療を担う医療体制の確保 HIV 治療体制を確保するため、エイズ治療拠点病院を 4 カ所（岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、独立行政法人国立病院機構盛岡病院、独立行政法人国立病院機構岩手病院）を選定し、更にその中から、平成 19 年 4 月 1 日に HIV 治療の中心的な役割を担う「エイズ治療中核拠点病院」として岩手医科大学附属病院を指定しており、これらの医療機関を中心に適切な医療が受けられる体制を維持する。</li> <li>(2) <u>歯科診療ネットワークの構築の推進</u> <u>HIV 感染者等が身近な地域で安心して歯科診療を受けられよう、感染者等の歯科診療を行う歯科診療所とエイズ治療中核拠点病院やエイズ治療拠点病院等とのネットワークの構築を推進する。</u></li> <li>(3) <u>医療従事者の針刺し事故等による HIV 感染予防のための医薬品の配置</u></li> </ol>

現行	改正案						
<p>針刺し事故等による HIV 感染予防のため、エイズ治療拠点病院等にエイズ治療薬を備蓄し、また、感染予防のために肝要な針刺し事故から1～2時間以内の予防薬服用を可能となるよう主な医療機関に配分します。</p> <p>アクション2 地域における HIV 感染者及びエイズ患者の生活を、そのニーズに合わせて支援します。</p> <p>取組み</p> <p>(1) HIV 感染者及びエイズ患者と関わる医療・福祉職の育成を推進します。</p> <p>地域で HIV 感染者・エイズ患者が安心して療養生活を送ることができるよう、医療機関・介護施設・行政等の医療職・福祉職・担当者等に対して、HIV・エイズに関する基礎知識や、保健医療サービス及び福祉サービス等について研修会を開催し、質の向上を図ります。</p> <p>【活動指標】：</p> <p>① 医療介護従事者等講習会の開催回数 2回以上/年 ※H24年度実績：2回開催 参加者数 90人</p> <p>② 保健医療科学院への職員派遣 1名以上/年 ※H24年度実績：1名派遣</p> <p>(2) HIV 感染者及びエイズ患者の心理的・社会的なサポート体制を確保します。</p>	<p>県内医療機関における針刺し事故等による HIV 感染予防のため、エイズ治療拠点病院等にエイズ治療薬を備蓄し、また、感染予防のために肝要な針刺し事故から1～2時間以内の予防薬服用を可能となるよう主な医療機関に配置し、県内全域での対応体制を整える。</p> <p>2 地域における HIV 感染者等のニーズに合わせた支援体制</p> <p>(1) 支援体制の構築</p> <p>HIV 感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築に努める。</p> <p>(2) HIV 感染者等と関わる医療及び福祉職の育成</p> <p>地域で HIV 感染者等が安心して療養生活を送ることができるよう、医療機関、介護施設、行政等の医療職、福祉職等に対して、HIV/エイズに関する基礎知識や、保健医療サービス及び福祉サービス等について研修会を開催し、質の向上を図る。</p> <p>【活動指標】</p> <table border="1" data-bbox="1160 1107 2000 1257"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標値 (年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療介護従事者等講習会の開催回数</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>保健医療科学院への職員派遣</td> <td>1名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 心理的・社会的なサポート体制を確保</p> <p>HIV 感染者等の精神的な不安や悩みを軽減するため、エイズ治療中</p>	目標	目標値 (年間)	医療介護従事者等講習会の開催回数	2回以上	保健医療科学院への職員派遣	1名以上
目標	目標値 (年間)						
医療介護従事者等講習会の開催回数	2回以上						
保健医療科学院への職員派遣	1名以上						

現行	改正案
<p>HIV 感染者及びエイズ患者やその家族の精神的な不安や悩みを軽減するため、エイズ治療中核拠点病院（岩手医科大学附属病院）へのカウンセラー設置事業を継続し、中核拠点病院以外への医療機関へのカウンセラーの派遣も可能にすることで、心理的・社会的な支援ができる体制を構築していきます。</p> <p>5 プランを推進するための各実施主体の役割</p> <p>本プランを推進するにあたり、各実施主体が連携しながら取り組む主な役割は、次のとおりです。</p> <p>1 県民自身の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の一人一人が、HIV 及びエイズに関する正しい知識を持ち、感染のリスクを減らす行動を取ること。</li> <li>・ HIV 感染者及びエイズ患者に対する理解を深め、差別や偏見をなくすこと。</li> </ul> <p>2 啓発活動を行う各種団体・機関等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層を中心に、エイズに係る正しい知識の普及や予防啓発を行うこと。 (エイズに係る啓発活動や青少年対策を推進する団体、学生ボランティア等)</li> </ul> <p>3 医療機関・医療関係団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度な HIV 治療の提供やエイズ診療にあたる人材の育成など地域における医療水準の向上を図るとともに、患者等の心理的・社会的サポート体制の確保を行うこと。(エイズ治療中核拠点病院)</li> <li>・ エイズ治療中核拠点病院と連携して、患者等に対し、適切で質の高い医療を提供すること。(エイズ治療拠点病院)</li> <li>・ エイズ治療中核拠点病院と連携して医療介護従事者の資質向上を図るとともに、教育機関等と連携し若い世代に対する正しい知識の啓発を行うこと。(医療関係団体)</li> </ul> <p>4 市町村の役割</p>	<p><u>核拠点病院へのカウンセラー設置事業を継続する。また、中核拠点病院以外への医療機関へのカウンセラーの派遣も実施し、心理的・社会的な支援ができる体制を継続する。</u></p> <p>第5 プランを推進するための各実施主体の役割</p> <p>1 県民自身の役割</p> <p>(1) 県民の一人一人が、HIV/エイズに関する正しい知識を持ち、感染のリスクを減らす行動を取ること。</p> <p>(2) HIV 感染者等に対する理解を深め、差別や偏見をなくすこと。</p> <p>2 啓発活動を行う各種団体・機関等の役割</p> <p>若年層を中心に、<u>HIV/エイズ</u>に係る正しい知識の普及や予防啓発を行うこと。(エイズに係る啓発活動や青少年対策を推進する団体、学生ボランティア等)</p> <p>3 医療機関・医療関係団体の役割</p> <p>(1) <u>エイズ治療中核拠点病院は、高度なエイズ診療の提供やそれらにあたる人材の育成など地域における医療水準の向上を図るとともに、HIV 感染者等の心理的・社会的サポート体制の確保を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>エイズ治療拠点病院は、エイズ治療中核拠点病院と連携して、患者等に対し、適切で質の高い医療を提供すること。</u></p> <p>(3) <u>医療関係団体は、エイズ治療拠点病院と連携して医療介護従事者の資質向上を図るとともに、教育機関等と連携し若い世代に対する正しい知識の啓発を行うこと。</u></p> <p>4 市町村の役割</p>

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報や健康まつり等の様々な機会を通じて、HIV 感染に対する正しい知識の普及啓発を行うこと。</li> <li>・ 保健所における検査相談体制の充実を図ること。(盛岡市保健所)</li> </ul> <p>5 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・団体と連携し、効果的かつ実効性のある施策の総合的な推進を図ること。</li> <li>・ 保健所における検査相談体制の充実を図ること。</li> <li>・ 患者等が適切な治療を受けられるよう、医療体制の確保を図ること。</li> <li>・ 関係機関・団体と共に、効果的な普及啓発に取り組むこと。</li> </ul> <p>6 教育機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・団体と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、エイズをはじめとした性感染症についての正しい知識や命の尊さ、生きる大切さについて、指導すること。</li> </ul> <p>7 報道機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な機会に、県民に対し HIV 感染に関する正しい知識を普及啓発すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報や健康まつり等の様々な機会を通じて、<u>HIV／エイズに関する正しい知識の普及啓発を行うこと。</u></li> <li>(2) 保健所における検査相談体制の充実を図ること。(盛岡市保健所)</li> <li>(3) <u>保健所や教育機関等と連携し、HIV／エイズに関する講習会等の実施に取り組むこと。</u></li> </ul> <p>5 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係機関・団体と連携し、効果的かつ実効性のある施策の総合的な推進を図ること。</li> <li>(2) 保健所における検査相談体制の充実を図ること。</li> <li>(3) <u>HIV 感染者等一人一人が、個々の病状やライフスタイルにあった医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる支援体制の構築に努めること。</u></li> <li>(4) 関係機関・団体と共に、効果的な普及啓発や <u>HIV／エイズに関する講習会等の実施</u>に取り組むこと。</li> </ul> <p>6 教育機関の役割</p> <p>関係機関・団体と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、<u>HIV／エイズ</u>をはじめとした性感染症についての正しい知識や命の尊さ、生きる大切さについて、指導すること。</p> <p>7 報道機関の役割</p> <p>様々な機会に、県民に対し <u>HIV／エイズ並びに性感染症</u>に関する正しい知識を普及啓発すること。</p>